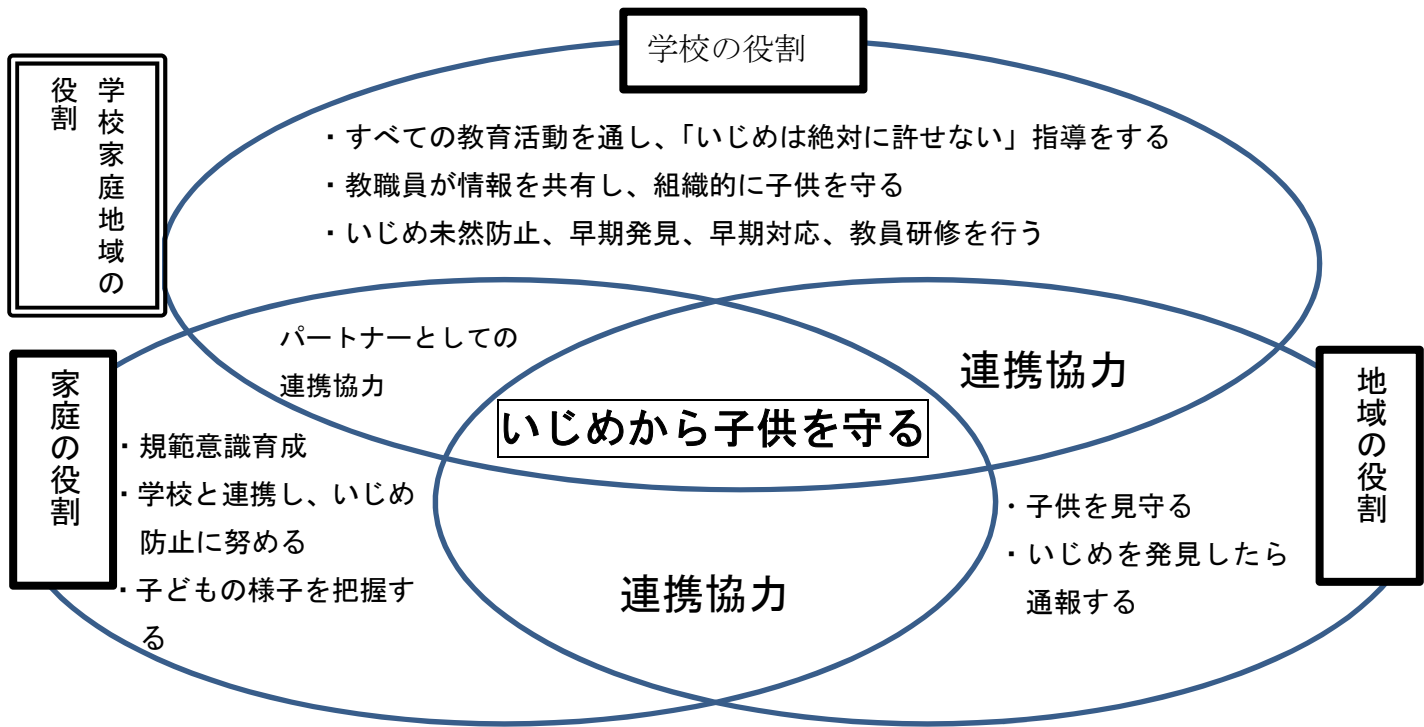


# 立川市立西砂小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

**いじめの定義**  
子供と一定の人間関係のある他の子供が行う心理的または物質的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）により、当該行為の対象となった子供が精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。起こった場所は学校の内外を問わない。

**いじめの禁止**  
いじめは絶対に許されない行為であり、すべての子供はいじめを行ってはならない。また、子供といじめの関係は、いじめを「受ける」「行う」「はやしたてる」「傍観する」の4つの態様があり、いじめを観衆及び傍観することも行ってはならない行為である。



## 学校における取り組み

### 未然防止

- ・全教育活動で「いじめは絶対に許せない」ことを指導する。
- ・スクールカウンセラー・ハートフルフレンドとの面談を行う。
- ・教員研修を通して、子供理解や指導力向上を図る。
- ・道徳（いじめを取り上げる）や特活（良好な人間関係構築）を充実させる。
- ・ケータイ安全教室や情報モラル教室を行い、ネットいじめ防止に努める。
- ・携帯等ネットに関するアンケートを4年生以上で行い、実態を把握し、対応策を講じる。

### 早期発見

- ・各学期1回の「西砂小心のアンケート」を通じて、いじめを発見する。
- ・子供が教職員に相談しやすい関係を構築する。（担任、学年、養護教諭、スクールカウンセラー・ハートフルフレンド等が子供と良好な人間関係構築を構築する。）
- ・保健室やふれあい広場を活用し、子供が相談しやすい環境を整備する。
- ・毎週金曜日の職員会議で子供についての情報を共有する。
- ・保護者、地域との連携により、情報提供を受ける。

### 早期対応

- ・いじめを発見したら、すぐにいじめ問題対策委員会を開催し、対応策を講じる。  
（委員会の構成員＝管理職・生活指導主幹・養護教諭・当該学年主任・担任・スクールカウンセラー・ハートフルフレンド・支援員等）※必要に応じて、市教委や関係機関も入る
- ・被害児童・加害児童双方への聞き取りと指導を行う。（担任や学年主任等、複数で当たる。）
- ・いじめを傍観していた子供や、はやしたてた子供にも自分の問題としてとらえられるように指導する。
- ・加害児童がいじめを繰り返す場合は、加害児童の取り出し指導を検討する。

### 重大事態への対応

- ・被害児童の安全確保とケア及び加害児童への対応（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士等専門の知見を有する者）
- ・校長を責任者として、調査を行い、市及び関係機関と連携して調査及び対応方針を策定し、迅速かつ的確に対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合は、警察への相談を行う。
- ・緊急保護者会を市教委とともに開催し、保護者や地域と連携する。